

## 新型コロナワクチンロス対応基本方針

令和3年（2021年）6月1日 公表

箕面市が設置する新型コロナワクチン接種会場において、被接種者のキャンセル等により、ワクチンの余剰が生じた場合の取扱いは、次のとおりとする。

### 1 集団接種会場

- (1) 各会場に従事する医療従事者等
- (2) 被接種者の付き添い者
- (3) 市民キャンセル待ち名簿登録者
- (4) 市役所職員等待機者（エッセンシャルワーカー職場を優先）
  - ① 消防職員
  - ② 保育所・幼稚園・小中学校職員
  - ③ 環境クリーンセンター職員
  - ④ ①②③以外の職員※各職員は年齢の降順を基本とする

### 2 個別医療機関会場

- (1) 当該接種医療機関の職員
- (2) 当該医療機関のキャンセル待ち名簿登録者
- (3) 被接種者の付き添い者
- (4) 当該接種医療機関の院外処方対応の薬局職員
- (5) 当該接種医療機関のかかりつけ患者
- (6) 翌々日以降の予約済み者
- (7) 市民キャンセル待ち名簿登録者
- (8) 市役所職員等待機者（エッセンシャルワーカー職場を優先）
  - ① 消防職員
  - ② 保育所・幼稚園・小中学校職員
  - ③ 環境クリーンセンター職員
  - ④ ①②③以外の職員※各職員は年齢の降順を基本とする

### 3 登録名簿の作成

- ・市民キャンセル待ち名簿および市役所職員等待機者名簿を作成する。
- ・名簿は、健康福祉部地域保健室において管理する。
- ・市民キャンセル待ち名簿の登録要件（AからDの全てを満たす方を登録）
  - A) 新型コロナワクチン予防接種の接種対象年齢の方（16歳以上の方）
  - B) ワクチンロス対応の接種にご協力いただける方
  - C) キャンセルが出なかった場合は、接種できない場合があることに同意できる方
  - D) キャンセル待ち登録時点で、接種予約ができていない方または予約できているが予約日が21日以上先の方